

宮崎市スポーツ少年団総合スポーツ大会開催補助金交付要綱

1. 目的

この要綱は、宮崎市スポーツ少年団総合スポーツ大会開催要綱に基づき、大会の開催に伴う補助金を適正に執行するために定める。

2. 交付対象

宮崎市スポーツ少年団登録の各専門部とする。

3. 補助額

当該年度の予算を団員割、均等割に分ける。専門部に交付される補助金は、割り当てられた団員割、均等割の合計とする。なお、団員割については前年度の3月末日の登録数を基準とし算出する。

区 分	算出方法
団員割	@165円 × 団員数
均等割	15,000円

4. 補助対象経費

- ① 報 償 費 (役員審判員手当て、謝金等)
※自筆及び印鑑の押印が必要となる。
- ② 会 場 費 (会場借上料の実費)
- ③ 消 耗 品 費 (競技運営に係る物品のみ)
※トロフィー・メダル等、参加賞代を含む。
- ④ 食 糧 費 (役員審判員の弁当代)
※参加選手の昼食代等は含まない。
- ⑤ 通信運搬費 (切手、はがき)
- ⑥ 印刷製本費 (プログラム印刷代)

5. 交付手続き

専門部	宮崎市体育協会 (宮崎市スポーツ少年団)
①原則、大会1ヶ月前までに申請書類を提出 ・申 請 書 (様式3-1) ・収 支 予 算 書 (様式3-2) ・競技別開催要項等	I 補助金交付額の決定通知 ・補助金交付決定通知書 (様式3-3)
②請求書の提出 ・請 求 書 (様式3-4)	II 補助金の交付 ・各専門部口座へ振り込み
③事業終了後、1ヶ月以内に報告書類を提出 ・実 績 報 告 書 (様式3-5) ・収 支 決 算 書 (様式3-6) ・領 収 書 (様式3-7、8) ・その他 (大会プログラム、大会結果、 写真 (3枚程度))	III 補助金交付額の確定通知 ・補助金交付確定通知書 (様式3-9)

附 則 この要綱は、公益財団法人宮崎市体育協会の設立の登記の日から施行する。
 この要綱は、平成29年4月1日一部改正する。(交付手続きの変更)
 この要綱は、令和2年4月1日に一部改正する。(様式及び交付手続きの変更)